

## 「西都市立地適正化計画」正誤表

下記の通り誤りがありました。お詫びして訂正します。

訂正箇所	誤	正
P76 表 8-1 注釈	※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波浸水想定区域、大規模盛土造成地は西都市内に指定なし	※地すべり防止区域、津波浸水想定区域、大規模盛土造成地は西都市内に指定なし。居住誘導区域内の急傾斜地崩壊危険区域は対策済であることから検討から除外している。

### 訂正内容

「急傾斜地崩壊危険区域は西都市内に指定なし」の記載は誤りであり、西都市内に3箇所区域があります。ただし、居住誘導区域内の区域については既に急傾斜地崩壊防止工事を対策済であり、都市計画運用指針の記述を踏まえて、居住誘導区域からは除外していないところです。

※都市計画運用指針 P40

カ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律57号）第3条

第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊

防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置

が講じられている土地の区域を除く。）